# 6次產業化推進拠点施設基本計画策定業務委託 事業者選定審査要領

この要領は、「6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務(以下、「本業務」という。)」の契約優先交渉権者を選定するため、企画提案等の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 1 審査の対象となる事業者

審査の対象となる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本業務に係る公募型プロポーザル実施要領の「3 参加資格」に掲げる要件をすべて満たす者。
- (2) 本業務に係る公募型プロポーザル実施要領の「5 企画提案手続き等に関する事項」に掲げる書類を、提出期限までにすべてを提出した者。

### 2 審査の方法

### (1)一次審査(書類審査)

担当部局により書類審査を行い、応募書類の不備、欠格事由等に該当がなく、応募者が5者未満のときは全員を一次審査通過とする。なお、応募者が5者以上のときは、提出された書類の「会社概要等整理表、受注実績等整理表、予定技術者の経歴等」を踏まえ、実績等の内容や数が優位な4者程度を一次審査通過者として選定する。

(2) 二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)

応募者による企画提案書類に基づくプレゼンテーションを行い、審査委員会(6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会)によるヒアリング(質疑応答)を行った上で、下記の「3 評価項目及び配点」に基づき、審査を行う。

#### 3 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点
(1)業務実績	・本業務に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を本業務に活かされることが期待できるか。	20点
(2)理解度 (業務の基本方針)	・本業務の趣旨を理解し、目的の達成が期待できるか。	20点
(3) 実施体制	・業務遂行に必要な体制が確保されているか。充分な経験や能力を有する者を 配置しているか。	20点

(4) 実施計画	・業務遂行に向け、適切な実施計画が作成されているか。(業務フロー及び工程含む)	20点
(5)提案内容 (各項目に関する手法等の提案) (具体的内容)	・6次産業化にかかる市場動向の調査・分析 ・導入機能の検討・調査 ・施設規模・ゾーニング案の検討及び提案(概算事業費算出含む) ・整備主体・整備手法の検討及び提案 ・整備候補地の検討整理 ・管理・運営形態の検討及び提案 ・民間活力導入可能性の調査・検討(企業サウンディング含む) ・事業収支計画の立案(収支シミュレーション,ランニングコスト等) ・実施手順・工程計画の検討 ・その他,事業化計画に係る提案(自由提案)	100点(各10点)
(6) プレゼンテーション及 びヒアリング	<ul><li>・提案内容の明確な説明</li><li>・質問に対する的確な回答</li></ul>	10点
(7)見積価格	・業務実施内容と整合性が取れた適正な 経費の積算による見積りがなされて いるか。	10点
	合 計	200点

※審査結果における合格基準は、審査委員の合計得点の 6 割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、本審査での選定は行わないものとする。

## 4 契約優先交渉権者決定に関する特記事項

- (1) 各審査委員の採点を集計し、点数の最も高い事業者を「契約優先交渉権者」として選定し、2番目に点数の高い事業者を「次点交渉権者」とする。
- (2)審査結果における合格基準は、審査員の合計得点の6割以上とし、合格基準に達するものがいないときは、本プロポーザルでの選定は行わないものとする。
- (3)審査の評価が同点のときは、審査委員会で協議の上、「契約優先交渉権者」及び「次点交渉権者」を選定する。
- (4) 応募事業者が1者のみであっても、審査委員会が定める基準に満たないときは、審査 の結果「該当者なし」とし、再度公募を行うことがある。